

2011年4月5日

一般社団法人日本社会福祉学会
正会員 各位

一般社団法人日本社会福祉学会
会長 白澤 政和

パブリックコメントの募集（依頼）

この度、本学会の理事（2名）から理事職を辞任したい旨の届け出がありました。今後も病気療養・本務校の任務等などの不測の事由により、役員職を継続できないケースが発生することが考えられます。そこで学会運営を円滑に遂行するため「一般社団法人日本社会福祉学会 役員補充・増員規則（案）」を作成しました。

この本規則（案）は、2011年3月6日の一般社団法人日本社会福祉学会理事会（2010年度第7回理事会）において審議され、今後、パブリックコメントを募集し、意見調整を経た後に成案を作成することになったものです。

つきましては、同規則（案）についてご意見のある方は、2011年5月13日（金）までに、学会事務局宛にメールまたはFAXにてご連絡いただきたく、お願い申し上げます。

なお、その成案は、次回理事会（2011年5月28日予定）および社員総会（2011年5月29日予定）の審議事項となります。

記

1 添付資料：「一般社団法人日本社会福祉学会 役員補充・増員規則（案）」
（次ページ掲載）

2 連絡先：一般社団法人日本社会福祉学会 事務局
TEL：03 - 3356 - 7824
FAX：03 - 3356 - 7820
E-mail: jsssw@it2.so-net.ne.jp

以上

2011年3月6日

(理事会資料)

一般社団法人日本社会福祉学会 役員補充・増員規則(案)

2011年5月29日施行

(目的)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款(以下「定款」という。)第18条第1項による役員の選出において、役員の任期中の補充また増員する場合は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

(理事の辞任)

第2条 理事が、任期中の職務を継続遂行できない場合、当該理事または法定代理人は、速やかに「理事辞任届」を書面で提出しなければならない。理事会が、「理事辞任届」を受理する場合は、後任の職務を兼務する理事を選出しなければならない。

(理事の補充・増員)

第3条 理事に欠員があり、補充または増員する場合は、理事会が協議の上で候補者を推薦し、定款第28条(3)および定款第29条第2項(1)に基づき、社員総会の議決により選任することができる。

2 前項の補充により選任された理事の任期は、定款第21条第2項に基づき、前任者の残任期間とする。

(監事の辞任)

第4条 監事が、任期中の職務を継続遂行できない場合、当該監事または法定代理人は、速やかに「監事辞任届」を書面で提出しなければならない。理事会が、「監事辞任届」を受理する場合は、現任の監事が後任者として職務を兼務することの同意を得なければならない。

2 理事会が監事辞任届を受理した場合は、直近の社員総会で、当該監事または法定代理人は辞任理由を含めて報告することができる。

(監事の補充・増員)

第5条 監事に欠員があり、補充または増員する場合は、現任の監事の意見を参考に、理事会が協議の上で候補者を推薦し、定款第28条(3)および定款第29条第2項(1)に基づき、社員総会の議決により選任することができる。

2 前項の補充により選任された監事の任期は、定款第21条第2項に基づき、前任者の残任期間とする。

(規則の変更)

第6条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、2011年5月29日から施行する。⇒ 総会開催月日